

只木ゼミ前期第9問検察レジュメ

文責：1班

I. 事実の概要

- 5 (1)K鉄道O線Iトンネル内で火災が発生し、乗客1名が死亡したほか、多数の者が負傷した。捜査の結果、高電圧のケーブルの接続器が発火源であって、そこに必要な設置銅板が取り付けられていなかつたことが判明した。警察は、この「手抜き工事」が出火原因とみて、ケーブルの接続工事にあたつた施工にあたつたAを業務上過失致死傷の被疑者として、事件を検察官に送致した。
- 10 (2)検察官は、公訴事実を、Aは自社の請け負つたIトンネル内の電力ケーブル接続工事(分岐送電工事)の施工者として、そのための接続器(Y分岐接続器)にケーブルを接続するに当たり、送電時に生じる誘起電流を各ケーブルに巻かれた銅テープ間を繋ぐアース(接地)するために必要な、銅テープ間を繋ぐ銅板(接地銅板)2種類(大・小)の一方の取り付けを怠り、そのせいで誘起電流が接続器の外表部(半導電層部)に流れ続けた結果、本件火災と人の死傷が生じたというものである。
- 15 (3)なお、以下の事情が認定されている。施工資格を有している施工当事者Aは、同様の施工につき以前に数回施工を行つてゐたために、慣れているからおよそミスは起こさないだろう、と慢心し、工事にあたつて読むべき書類をほとんど読まず施工にあたつてはいた。施工工事が終了し、工具を片付けているときに、本来ならばあるはずのない銅板を見つけて、これを技術部最高責任者であるBに報告したところ、BはこれがY分岐接続器に取り付けなければならない部品であることにきづいたが、「銅板を一つつけ忘れたくらいでなんだ、そのような原因で事故が起きたことなど聞いたことがない」等と言つた。一度Bは現場に赴き、つけ忘れた銅板を確認した上で、「この部品はなくても大丈夫である」と、特に書類などを確認しないまま発言した。これらBの発言を聞いたAは、Bがそういうのならば大丈夫だろうと思い、本来であればこれを設置し直すべきであるのに、漫然とこれを放置したまま工事を終えた。また、このことをK鉄道会社等、知らせるべき機関に知らせてはいなかつた。
- 20 (4)出火原因について、以下の事実が認定されている。本件火災は単純な漏電火災ではなく、銅板をつけ忘れたことにより、漏電回路が生み出され、そこから微量であるが非常に高温のアークが生じ、それにさらされた物質に、特殊な炭化が起き導電性を有するグラファイトが生成され、導電路が生成された。そしてこれが繰り返されて炭化が広がっていくと、その箇所で発生するアークの量も増え、これが可燃物に引火することで火災に至る、いわゆるトランкиング現象が原因で本件火災が発生したのである。ただし、この現象は事件当初あまり一般的に知られているものではなく、また発生も利用開始の時点から約1年半経過していたのであるから、当時としては不可解な原因により出火したと思われる状況であった。
- 25 (5)銅板を設置しなければならないとされる理由について、当時は銅板を漏電防止のために設置していて、つけ忘れた場合、漏電により分岐器に不可逆的な変更を加え、正常に動作しなくな

り、その結果として列車事故につながる危険がある、と認識されていた。確かに高電圧の電流が流れていることから、スパークの発生は確認できたが、それが火災につながるとの認識は一般的に知られているものではなかった。

A の罪責を論ぜよ。

5

参考判例：最決平成 12 年 12 月 20 日第二小法廷

II. 問題の所在

本件トンネル火災の発生につき A に過失は認められるか。過失の内容をどのように解するかが問題となる。

10

III. 学説の状況

ア説（具体的予見可能性説）

過失犯の責任を基礎づけるためには、結果の発生についての具体的な予見可能性を必要とする説¹。

15

イ説（危惧感説）

結果回避義務を課す前提としての予見可能性を肯定するためには、結果の発生につき、その種の結果の発生がありうるとして具体的に危機感をいたく程度のものであれば足り、求められる予見可能性の程度は、とられるべき結果回避義務との相対的な関係で決まるとする説^{2 3}。

20

IV. 判例

最判平成 5 年 11 月 25 日第二小法廷刑集 47 卷 9 号 242 頁

[事実の概要]

25

被告人は、地下 2 階、地上 10 階の建物を所有してホテルを経営していた株式会社ホテルニュージャパンの代表取締役社長で、消防法上の防火対象物である本件建物に関する同法 8 条 1 項の管理権原者でもあった。同法等の法令などによりほぼ全館に設置が義務づけられていたスプリンクラー設備は、4 階から 10 階までは設置されておらず、一部の階に代替防火区画が設けられていただけであり、消火、通報および避難の訓練（消防訓練）も形式的なもの以外は、まったく

¹ 西田典之[橋爪隆補訂]『刑法総論[第 4 版]』(弘文堂,2025)275 頁。

² 井田良『講義刑法学・総論[第 2 版]』(有斐閣,2018)217 頁参照。結果発生それ自体としてはかなり低い場合、すなわち万が一の事態においては、危惧感は認められるが、具体的予見可能性は認められないだろう。このような場合で、かつ、一度起こってしまっては取り返しのつかない事態を対処する場合、具体的予見可能性説によれば過失処罰の要件としての予見可能性は肯定されない。一方で、この危惧感説によれば、結果発生の可能性がかなり低い場合に結果回避義務の前提として要求される予見可能性の程度もかなり低いものであって良いと考えられるのであって、このとき過失処罰の要件としての予見可能性が肯定される。

³ 佐伯仁志『刑法総論の考え方・楽しみ方』(有斐閣,2013)292 頁参照。

行われておらず、消防当局は、これらの設置に必要なそ及工事の促進を指導するなどしていたが、被告人は、そ及工事が完了していないことを認識するなどしていたにもかかわらず、資金的にもその実施が十分可能であったそ及工事を行わなかつた上、防火管理体制の不備を放置していた。

5 このような状態の中で、昭和 57 年 2 月 8 日午前 3 時 16、7 分ころ、9 階客室の宿泊客のたばこの不始末によりベッドから出火し、火災が 9、10 階の大部分の範囲にわたり、延焼が拡大した。出火は当直従業員らによって早期に発見されたが、当直従業員らは、組織的な対応ができなかつた上、各個人の対応としても、火災の拡大防止、被災者の救出のための効果的な行動を取ることができなかつたため、就寝中などの理由で逃げ遅れた宿泊客ら 32 名が火傷、一酸化炭

10 素中毒、頭蓋骨骨折等により死亡し、24 名が負傷した。第 1 審判決は、被告人および同社の支配人兼総務部長であった A について、業務上過失致死傷罪の成立を認め、原判決は、被告人の控訴を棄却した。被告人が上告。

[判旨]

昼夜を問わず不特定多数の人に宿泊等の利便を提供するホテルにおいては火災発生の危険を常にはらんでいる上、被告人は、昭和 54 年 5 月代表取締役社長に就任した当時から本件建物の 9、10 階等にはスプリンクラー設備も代替防火区画も設置されていないことを認識しており、また、本件火災の相当以前から、既存の防火区画が不完全である上、防火管理者である A が行うべき...防火防災対策も不備であることを認識していたのであるから、...いったん火災が起これば、発見の遅れや従業員らによる初期消火の失敗等により本格的な火災に発展し、従業員らにおいて適切な通報や避難誘導を行うことができないまま、建物の構造、避難経路等に不案内の宿泊客らに死傷の危険の及ぶおそれがあることを容易に予見できたことが明らかである。したがって、被告人は、...宿泊客らの死傷の結果を回避するため、消防法令上の基準に従って本件建物の 9 階及び 10 階にスプリンクラー設備又は代替防火区画を設置するとともに、防火管理者である A を指揮監督して、消防計画を作成させて...などして、あらかじめ防火管理体制を確立

25 しておくべき義務を負っていたというべきである。

...以上によれば、右義務を怠りこれらの措置を講じなかつた被告人に、本件火災による宿泊客らの死傷の結果について過失があることは明らかであり、被告人に対し業務上過失致死罪の成立を認めた原判断は、正当である。

[引用の趣旨]

30 本決定は「昼夜を問わず不特定多数の人に宿泊等の利便を提供するホテルにおいては火災発生の危険を常にはらんでいる」と判示して、この程度の火災発生の危険性があれば足り、具体的火災の発生の予見可能性は要しないものとしている。

しかし、火災の発生は、人の死傷という構成要件的結果発生に至る因果経過に属するものであり、これについて、いつ、どこから、どのような原因で出火するかはわからなくても一般的、抽象的な予見可能性で足りるとしているのは、具体的予見可能性説が想定する因果関係の基本的部分についての相当程度具体的な認識を欠くものと言える。むしろ、被告人のなすべき

結果回避義務に照らして、相対的に抽象的な予見で足りるものと判断していると評価できる。

このことから、検察側の採用する危惧感説に親和的な判断がされていると考え引用した。

V. 学説の検討

5 ア説 (具体的予見可能性説)

この説からは、発生する頻度は低いものの、いったん発生すると多数の死傷者が出るような類型を過失犯として処罰することができなくなる。また、この見解を一貫させると、過失犯が著しく限定される可能性がある⁴。

よって、検察側はア説を採用しない。

10

イ説 (危惧感説)

結果の予見可能性は、結果回避義務を導くためのものにすぎないから、具体的予見可能性の要求は必然的なものではない⁵。未知の危険がどのような態様で発生するかは別として、被害発生をまったく無視できないほどの危惧感をともなうものであるときは、結果に対する予見可能性はあるとして、それを防止するための負担を注意義務として命ずるのが相当である⁶。ただ、予見可能性が抽象化するに応じて、注意義務として課される負担の内容は定型化・形式化され、たとえば安全点検の励行といった、比較的軽微の日常的注意励行程度の負担で足りることになる。また、過去の経験の蓄積のない未知の危険に挑む場合でも、わずかの負担でかなりの範囲の危険を防止できるというのであれば、その負担を命ずるのが合理的である⁷。

20

よって、検察側はイ説を採用する。

VI. 本問の検討

1. Aは、高電圧のケーブルの接続器に必要な設置銅板を取り付けなかった行為について、業務上過失致死傷罪(刑法211条前段)が成立し、その責任を負わないか。

25 2. (1) 「業務」とは、社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務であって、他人の生命・

⁴ 佐伯・前掲307頁参照。例えば、長年にわたって何のミスもなく過ごした看護師が、ある日たまたまミスを犯してしまったという場合に、そのようなミスに高度の予見可能性があるとはいえない。しかし、これらの単純ミス事例では過失が問題なく認められており、具体的予見可能性説からの説明が困難となるのである。「もちろん、高度の予見可能性を要求する立場を一貫させて、このような場合には過失を否定することも考えられなくはない。」が、「長年にわたって定着している実務の運用とは異なる」。

⁵ 佐伯・前掲292頁。

⁶ 藤木英雄『刑法講義総論』(弘文堂,1975)241頁。たとえば、不安感を打ち消すに足りる程度の安全性に関する資料の取集、実験の施行をすること、また、それにより安全性に疑義が生じたときは、その行為を一時差し控える等が注意義務の内容をなす。

⁷ 藤木・前掲241頁。「当時だれにもわからなかつたことだから責任を負わされなくてよい」という弁解を安易に認めてはならない。

身体に危害を加える恐れがあるものをいう。

(2) 本件において、Aはトンネル内の電力ケーブル接続工事(分岐送電工事)の施工者であり、同様の施工につき以前に数回施工を行っていたことから、本件トンネル電力ケーブル接続工事は、Aが社会生活上の地位に基づき反復継続して行う事務であるといえる。また、当該工事のミスにより何らかの事故が発生し、通行人の生命身体が害される例は多くあることから、上記恐れがあるといえる。

(3) よって、「業務」性が認められる。

3. 「必要な注意を怠」ったこと、すなわち過失とは注意義務違反行為のことを指し、具体的には予見可能性を前提とする結果回避可能性に基づく結果回避義務違反からなるものと解すべきである。

(1) 予見可能性について

ア. 予見可能性の程度について、検察側はイ説を採用する。そして、これは行為者と同じ立場にある通常人を基準として考える。

イ. 本件について、Aは工具を片付けている際に本来ならばあるはずのない銅板を発見して上司であるBに報告している。このようにAはわざわざBに報告していることから、少なくともAは漠然と工事で用いるはずの部品が残っていることに対して危惧感を持ったことが推測できる。

確かに、火災原因となったトラッキング現象は、事件当初一般的にはあまり知られているものではなく、また発生も利用開始の時点から約1年半経過していたのであるから当時としては不可解な原因により出火したと思われる状況であった。

しかし、銅板をつけ忘れれば何らかの漏電回路が生み出されることは、トンネル施工者で、資格保有者であれば電気回路の知識も当然持っているといえ、銅板は漏電防止のために設置していることも知られていたのであるから、電気回路の異常により火災発生の危惧感を持つことができたといえる。そして、当時は銅板をつけ忘れた場合、漏電により分岐器に不可逆的な変更を加え、正常に動作しなくなり、その結果として列車事故につながる危険があると認識されていたことから、銅板の付け忘れによって漏電が発生し、列車事故以外にも火災等の事故が起きる可能性についてトンネル施工者は危惧感をもつべきであった。確かにそれが火災につながるとの認識は一般的に知られているものではなかったが、高電圧の電流が流れていることからAはスパークの発生を確認しているのであり、スパークがあれば少なくとも引火などによって発火する可能性は想定すべきであり、施工者であればそのスパーク及び発火によって火事や列車事故が起きることについてある程度確実な危惧感を覚えるものといえる。

ウ. したがって、Aはトンネル火災についての予見可能性があった。加えて、トンネル内で火災が起きれば、多かれ少なかれ通行者や周辺の人が負傷・死亡することは施工者だけでなく一般的にも認識されていることであるため、トンネル火災について予見可能性があるAはそれによる人の負傷・死亡についても危惧感に伴う予見可能性があったといえ

る。

(2) 予見可能性の程度、結果回避可能性及び結果回避義務違反について

ア. 上述の通り、本件トンネル火災はトラッキング現象を原因として発生しているが、発生当時トラッキング現象は一般的に知られているものではないものの、ケーブルの接続工事を行なうことはそれ自体に火災発生の危険を常に包含しているということができ、かかる工事を業とする A はトンネル火災の発生について危惧感程度ではあるものの、予見可能性はあったといえる。トンネル火災は A が本来使うべきであった銅板をつけ忘れたことにより発生しており、それは、A が工事に当たって読むべき書類を読まずに工事を行っていたことに起因する。

よって、A が書類を読むという容易にとりうる措置を講じていれば、かかる結果は回避できたといえる。

イ. 書類を読むという行為は誰しもが容易に行なうことができるし、施工資格を有している A にとっては内容を理解することもできるはずであり、当該結果回避措置を講じることは可能であった。また、A が当該措置を講じていた場合、スパークが発生することもなく、トンネル火災という結果は生じえなかつたといえる。

よって、A に結果回避可能性はあったといえる。

ウ. そして、そのような可能性があつたことから、A は工事に当たって読むべき書類を読み、銅板を余すことなく適切に使用する義務があつたといえる。それにもかかわらず、A は本来使用するべきであった銅板を使用することなく工事を終えており、かかる義務に違反したといえ、A は「必要な注意を怠」つたといえる。

エ. したがつて、過失が肯定される。

4. 結果として、火災が発生し、乗客 1 名が死亡したほか、多数の者が負傷した。

5. 慢心し、書類を読まず、使用するべき銅板をつけ忘れたという A の過失行為によりトラッキング現象を原因とする火災が発生し、乗客 1 名の死亡及び多数人の負傷が発生したといえる。

よって、過失行為と結果との間に因果関係が認められる。

6. 以上より、A の上記過失行為に業務上過失致死傷罪(刑法 211 条前段)が成立する。

VII. 結論

A が、高電圧のケーブルの接続器に必要な設置銅板を取り付けなかつた行為について業務上過

失致死傷罪(刑法 211 条前段)が成立し、A はかかる罪責を負う。

以上